

第52号議案

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収業務の移管に伴い、事務の分掌を総務部に定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

芦屋市事務分掌条例（昭和43年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。</p> <p>企画部 (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 市の債権に関する事項</u></p> <p>市民生活部～上下水道部 (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。</p> <p>企画部 (略)</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>市民生活部～上下水道部 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

参 照

芦屋市事務分掌条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収業務の移管に伴い、事務の分掌を総務部に定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

総務部の分掌事務を次のとおり改める。

改正案	現行
総務部	総務部
(1) 議会及び市の行政一般に関する事項	(1) 議会及び市の行政一般に関する事項
(2) 文書、統計及び法制に関する事項	(2) 文書、統計及び法制に関する事項
(3) 行政組織及び人事に関する事項	(3) 行政組織及び人事に関する事項
(4) 公有財産に関する事項（土地、建物及び工作物を除く。）	(4) 公有財産に関する事項（土地、建物及び工作物を除く。）
(5) 契約及び検査に関する事項	(5) 契約及び検査に関する事項
(6) 財政に関する事項	(6) 財政に関する事項
(7) 税に関する事項	(7) 税に関する事項
(8) 市の債権に関する事項	

3 施行期日

令和6年7月1日